

『周禮』の「壹」と「參」

森 賀 一 惠

一 はじめに

『周禮』 經文の古字は注では今字に作られることがある。『周禮漢讀考』には「漢人以今字易古字」の例が散見するし¹、段玉裁は『說文解字注』でも折りにふれてそのことに言及する。² 注では經文の古字を今字に作る例が多く、經文でも考工記のみは他の五篇と異なるということは、孫詒讓も説いている。『周禮正義』略例第八は古今字について述べたものだが、まず「經文多存古字、注則多以今字易之」の例として48組の古今字の例を挙げ、次いで「考工記字例、與五官又不盡同」の例を7挙げる。孫詒讓は、さらに、宋元の刊本は「經用古字、注用今字」の例に通せず、經にあわせて注を改めたり、注にあわせて經を改めたりしたため、テキストは原形をとどめていないといい、段玉裁『周禮漢讀考』や阮元校勘記、黃丕烈札記の校改も萬全ではないので、自ら諸本を博採して校定したが、各本が誤っている場合はテキストはそのまま正義にその旨を記したとする。また、經注の傳寫の誤りは遠く陸徳明、賈公彥まで遡るものがあり、段玉裁、阮元や王引之『經義述聞』の訂正があるので、好き勝手に改めることはせず、それらの先人の説を正義に記して讀者の判断にまかせるとしている。³

『周禮』の古今字は、略例の記述をみる限り、テキストの混乱のみが問題であるかのような印象を受けるが、ことはそれほど単純ではない。古今字は常に古今字の關係にあるものばかりではないからである。『中國百科全書（語言文字）』の「古今字」の項では、古今字を古字と今字が一對一の對應關係にある甲類と一對一對應しない乙類に分け、乙類をさらに、今字が古字の本義、引申義、假借義のどれから生じたかによって三つに分けている。言い換えれば、甲類の古今字とはどんな場合でも古字と今字の關係にあるもので、乙類のものは今字が古字の單な

1 卷一大宰「聯」「連」、卷二鄉士「連」「輦」、師氏「與」「舉」など。卷二牛人「軍事共其槁牛、注鄭司農云槁師之牛」條に「漢人注經之例、經用古字、注用今字，如經灑注法，經眡注視，經示注紙，經槁注槁，經盞注粢，經燉注美，經匱注柩，經于注於，其大較也，學者以此求之，思過半矣。」

2 三篇上言部「誼」、五篇上皿部「盞」、七篇下両部「覈」、十一篇下魚部「龜」、十二篇上耳部「聯」など。

3 原文「宋元刻本，未通此例，或改經從注，或改注從經，遂滋歧互，非復舊觀。段玉裁漢讀考及阮、黃兩記，舉正頗多，尚有未盡。今通校經注字例，兼采衆本，理董畫一。或各本並誤，則仍之而表明于疏。至經注傳譌，或遠在陸、賈以前，為段、阮諸家及王引之經義述聞所刊正者，則不敢專輒改定，並詳箸其說於疏，俾學者擇焉。」

る異體字 (variant) ではなく、ある場合にのみ古字と今字の關係を持つものである。『周禮』の古今字も甲類ばかりではない。孫詒讓が挙げる48の古今字の中にも、乙類で、形の上では經文で古今字が併用されているように見えるものがある。しかし、それは古字と今字の併用というよりは、ある條件下でのみ古今字の關係にある二文字が全く別の字として機能していると考えるべきなのである。つまり、『周禮』を讀むには、古今字を一律に扱うのではなく、まず甲類と乙類を分けて見る必要がある。孫詒讓のいうようにテキストに混乱があるとすれば、なおのこと、その併用がテキストの不備によるものか、乙類の古今字がそれぞれ別の語を表す字として機能しているものなのかを、はっきりと見極めなければならない。『周禮』の古今字の状況を把握した上で、考工記とその他の五篇の用字法の違いを明らかにすれば、『周禮』の成立に關する問題の手がかりを得ることもできるのではないかとも思われる。そこで、ここでは、まず手始めに孫詒讓の挙げる48組の古今字のうち、數に關わる二組、「壹」、「一」と「參」、「三」を取り上げて調査する。

二 「壹」と「一」

阮元本『周禮』に見える「壹」は、以下の27例である。考工記には「壹」はない。

天官・酒正「凡祭祀，以灋共五齊三酒，以實八尊。大祭三貳。中祭再貳。小祭壹貳。皆有酌數。唯齊酒不貳。皆有器量。」注「玄謂，三貳、再貳、一貳者，謂就三酒之尊而益之也。」

地官・党正「國索鬼神而祭祀，則以禮屬民，而飲酒于序，以正齒位。壹命，齒于鄉里。再命，齒于父族。三命而不齒。」注× 校勘記「壹命齒于鄉里，唐石經余本岳本嘉靖本同，閩監毛本壹作一，非。」

地官・質人「掌稽市之書契，同其度量，壹其淳制。」注×

春官・大宗伯「以九儀之命，正邦國之位。壹命受職，再命受服，三命受位，……」注「始見命爲正吏，謂列國之士，於子男爲大夫王之下士亦一命。」

夏官・合方氏「合方氏掌達天下之道路。通其財利。同其數器。壹其度量。除其怨惡。同其好善。」注× 孫詒讓「云『壹其度量』者，質人、大行人壹並作同。此篆上變文。賈疏云，此云壹，即上同也。」

秋官・司刺「掌三刺三宥三赦之灋，以贊司寇聽獄訟。壹刺曰，訊群臣。再刺曰，訊群吏。三刺曰，訊萬民。壹宥曰，不識。再宥曰，過失。三宥曰，遺忘。壹赦曰，幼弱。再赦曰，老旄。三赦曰，憲愚。以此三灋者求民情，斷民中而施上服下服之罪，然後刑殺。」注×

秋官・大行人「上公之禮執桓圭九寸。……王禮。再裸而醉。……三問三勞。諸侯之禮執信圭七寸。……王禮，壹裸而醉。……再問再勞。諸伯執躬圭。其他皆如諸侯之禮。諸子執穀璧五寸。……王禮，壹裸不醉。……壹問壹勞。……」注「禮者，使宗伯攝酌圭瓚而裸，王既

拜送爵，又攝酌璋瓚而裸，后又拜送爵，是謂再裸。再裸，賓乃醉王也。禮侯伯一裸而醉者，裸賓，賓醉王而已，后不裸也。禮子男一裸不醉者，裸賓而已，不醉王也。」

秋官・大行人「凡大國之孤。執皮帛以繼小國之君。出入三積。不問壹勞。」注×

秋官・大行人「邦畿方千里其外方五百里，謂之侯服。歲壹見，其貢祀物。又其外方五百里，謂之甸服。二歲壹見，其貢嬪物。又其外方五百里，謂之男服。三歲壹見，其貢器物。又其外方五百里，謂之采服。四歲壹服，見其貢服物。又其外方五百里謂之衛服，五歲壹見，其貢服物，又其外方五百里謂之要服，六歲壹見，其貢貨物。」注×

秋官・大行人「九州之外，謂之蕃國，世壹見。」（注「無朝貢之歲。父死子立，及嗣王卽位，乃一來耳。」）

（参考）象胥「若以時入賓，則協其禮與其辭言傳之。」注「以時入賓謂其君以世一見來朝爲賓者。」釋文「壹見，賢遍反」校勘記「謂其君以世一見來朝，釋文作壹見，非。」

秋官・掌客「王巡守殷國，則國君膳以牲犧。……庶子壹眡其大夫之禮。……凡諸侯之禮，上公五積，皆眡飧牽。三間皆脩。……以及歸三饗、三食、三燕。……侯伯四積。皆眡飧牽。再問皆脩。……三饗，再食，再燕。……子男三積。皆眡飧牽。壹問以脩。……壹饗。壹食。壹燕。……」注×

以上27例の「壹」を文法的機能によって分ければ、地官・質人、夏官・合方氏の「壹」はいずれも「同一にする」の意の動詞で、その他の「壹」はすべて動詞の前に置かれる副詞である。また、25例の副詞のうち、秋官・掌客の「壹」のみ「一律に、同じように」の意で用いられているが、その他の24例の「壹」はすべて、「再（ふたたび）」「三（みたび）」と組み合わせて「ひとたび」という動作量を表している。この『周禮』の「壹」の9分の8を占める用法には孫詒讓も着目し、二箇所で説明を加えている。

天官・酒正經「中祭再貳，小祭壹貳」正義「經例凡列次分別數，曰一曰二，積累增益數，曰壹曰再。」

春官・大宗伯注「王之下士亦一命」正義「凡經例，積累數皆作壹，注例用今字通作一，詳酒正疏。」

孫詒讓の説明から判断すると、「列次分別數」とされる「一」は序數（順序數，ordinal number）、「積累增益數」とされる「壹」は基數（集合數，cardinal number）であるかのように思えるが、実際はどうであろうか。確かに順序數の「一曰」は決して「壹」に作られることはないが、序官の「一人」のように「積累增益數」と思われる「一人」の「一」も決して「壹」に作られることはない。そこで、「壹」と比較するため、次に阮元本『周禮』の「一」の

用例を擧げる。阮元本『周禮』の「一」は350例あるが、出現頻度の高い「一曰」60例と序官の「一人」126例および「壹」のない考工記の「一」97例は省略する。

天官・膳夫「掌王之食飲膳羞。……王日一舉。鼎十有二。物皆有俎。以樂侑食。」注「殺牲盛饌曰舉。」

天官・醫師「掌醫之政令。聚毒藥以共醫事。凡邦之有疾病者。疘瘍者造焉。則使醫分而治之。歲終。則稽其醫事。以制其食。十全爲上。十失一次之。十失二次之。十失三次之。十失四爲下。」

地官・大司徒「因此五物者民之常，而施十有二教焉。……十有一曰以賢制爵，……。」「凡建邦國，以土圭土其地而制其域。諸公之地，封疆方五百里，其食者半。諸侯之地，封疆方四百里，其食者參之一。諸伯之地，封疆方三百里，其食者參之一。諸子之地，封疆方二百里，其食者四之一。諸男之地，封疆方百里，其食者四之一。」「以荒政十有二，聚萬民。……十有一曰索鬼神，……。」「頒職事十有二于邦國都鄙，使以登萬民，……十有一曰世事，……。」

地官・大司徒「凡造都鄙，制其地域，而封溝之，以其室數制之。不易之地，家百畝，一易之地，家二百畝，再易之地，家三百畝。」注「鄭司農云，不易之地，歲種之，地美，故家百畝，一易之地，休一歲乃復種，地薄，故家二百畝，再易之地，休二歲乃復種，故家三百畝。」

地官・載師「凡任地，國宅無征。園廛二十而一。近郊十一。遠郊二十而三。」

地官・均人「豐年則公旬用三日焉。中年則公旬用二日焉。無年則公旬用一日焉。」

地官・司市「國君過市。則刑人赦。夫人過市。罰一幕。世子過市。罰一帯。命夫過市。罰一蓋。命婦過市。罰一帷。」

地官・質人「凡治質劑者，國中一旬，郊二旬，野三旬，都三月，邦國朞。期內聽，期外不聽。」

地官・遂人「辨其野之土。上地。中地。下地。以頒田里。上地。夫一廛。田百畝。萊五十畝。餘夫亦如之。中地。夫一廛。田百畝。萊百畝。餘夫亦如之。下地。夫一廛。田百畝。萊二百畝。餘夫亦如之。」

春官・司几筵「每敦一几。」

春官・典瑞「繅皆二采一就。」

春官・典命「王之三公八命。其卿六命。其大夫四命。及其出封。皆加一等。其國家宮室車旗衣服禮儀亦如之。凡諸侯之適子。誓於天子。攝其君。則下其君之禮一等。未誓。則以皮帛繼子男。公之孤四命。以皮帛・小國之君。其卿三命。其大夫再命。其士一命。其宮室車旗衣服禮儀各・其命之數。侯伯之卿大夫士亦如之。子男之卿再命。其大夫一命。其士不命。」

春官・大司樂「凡六樂者。一變而致羽物。……再變而致贏物。……三變而致鱗物。……四變而致毛物。……五變而致介物。……六變而致象物。……」孫詒讓言及なし。

夏官「凡制軍。萬有二千五百人爲軍。王六軍。大國三軍。次國二軍。小國一軍。……一軍則

二府。六史。胥十人。徒百人。」

夏官・大司馬「凡令賦以地與民制之，……下地食者參之一。」「虞人萊所田之野，爲表，百步則一，爲三表，又五十步爲一表。」

夏官・司勳「凡頒賞地，參之一食。」

夏官・射人「孤卿大夫以三耦射一侯，一獲一容。……士以三耦射軒侯，一獲一容。」

夏官・校人「辨六馬之屬，種馬一物，戎馬一物，齊馬一物，道馬一物，田馬一物，駕馬一物，凡頒良馬而養乘之，乘馬一師四圉，三乘爲臯，臯一趣馬，三臯爲繫，繫一駁夫，六繫爲廄，廄一僕夫，六廄成校，校有左右，駕馬三良馬之數，麗馬一圉，八麗一師，八師一趣馬，八趣馬一駁夫，……凡馬，特居四之一。」

夏官・職方氏「正南曰荊州，……其民一男二女，……。「東北曰幽州，……其民一男三女，……。」

秋官・朝士「凡士之治有期日，國中一旬，郊二旬，野三旬，都三月，邦國朞。期內聽，期外不聽。」

秋官・司圜「掌收教罷民。……能改者，上罪三年而舍，中罪二年而舍，下罪一年而舍。」

秋官・大行人「王之所以撫邦國諸侯者，歲徧存，……十有一歲，達瑞節，……」

秋官・小行人「及其萬民之利害爲一書，其禮俗政事教治刑禁之逆順爲一書，其悖逆暴亂作慝，猶犯令者爲一書，其札喪凶荒厄貧爲一書，其康樂和親安平爲一書。凡此物者，每國辨異之，以反命于王，以周知天下之故。」

秋官・司儀「宮旁一門。」「每門止一相。」2例。

以上67例のうち、地官・大司徒「十有一曰」3例は「一曰」と同じく順序數である。しかし、最も多いのは「一人」と同じく後に名詞や數量単位を伴い數量を表す用法で、地官・均人「一日」、地官・司市「一幕」、「一帯」、「一蓋」、「一帷」、地官・質人および秋官・朝士の「一旬」、地官・遂人「一廛」3例、春官・司几筵「一几」、春官・典瑞「一就」、春官・典命「一等」2例、夏官「一軍」2例、夏官・大司馬「一表」、夏官・射人「一侯」、「一獲」2例、「一容」2例、夏官・校人「一物」6例、「一師」2例、「一趣馬」2例、「一駁夫」2例、「一僕夫」、「一圉」、秋官・司圜「一年」、秋官・小行人「一書」5例、秋官・司儀「一門」、「一相」2例の計45例ある。この45例に、秋官・大行人「十有一歲」と、量詞は伴わないものの、「一表」を表す夏官・大司馬「百步則一」の「一」の2例を加えた47例の「一」はいずれも數量を表すが、數量を表す場合は「一人」と同様やはり「壹」には作らず、専ら「一」に作られる。つまり、「壹」と「一」の区別は序數と基數の違いではない。残りの17例のうち、天官・醫師「十失一」、地官・大司徒「參之一」2例、「四之一」2例、地官・載師「二十而一」、「十一」、夏官・大司馬「參之一」、夏官・司勳「參之一食」、夏官・校人「特居四之一」の10例はいずれも分數の分子に當たる數、

夏官・職方氏「一男二女」、「一男三女」は男女比率がそれぞれ1対2、1対3であることをいうものであり、順序數ではないが、これらも専ら「一」を作り、「壹」には作らない。つまり、以上の62例は順序數ではないが「壹」には見られなかつた用法である。問題になるのは、天官・膳夫「王日一舉」、地官・大司徒「一易之地」、春官・典命「一命」2例、春官・大司樂「一變」の5例である。これらはすべて「再」と組み合わせて用いられていることからも明らかのように、孫詒讓がいうところの「積累増益數」、つまり動作量「ひとたび」を表す「壹」の最も一般的な用法である。5例とも阮元の校勘記には「一」に作ることについて何も言及はないが、孫詒讓は「積累増益數」であることを気にしてか、典命の正義では二箇所に見える「一命」をいずれも「壹命」に作り、「云『其卿三命，其大夫再命，其士壹命』者，大戴禮記朝事篇壹作一。」という。また、『周禮經注疏音義校勘記』によると、5例のうち、典命の2例のみにテキストの異同があり、開成石經本、宋刊巾箱八經本、明化嘉靖徐氏覆刻本、紹興十五年集古堂董氏刊本、浙東轉運司本、周禮訂義本、周禮集説本、岳珂本、士禮居本、何義門校本は二箇所とも「壹」に作るという。黄侃手批白文十三經でも、「一」を「壹」に改めている。この5例は、孫詒讓がいう「宋元刻本、未通此例、或改經從注」の例なのかもしれない、經文の「一」としては特殊である。

なお、注の用字はどうかといえば、上に挙げたように確かに經の「壹」は注では「一」に改められている。(関連する注がない場合は「注×」と記す。以下同じ。) ただし、阮元本では、注でも「壹」が二箇所に出現する。

夏官・大司馬「鼓戒三閱。車三發，徒三刺。」注「鼓戒，戒攻敵。鼓壹閱，車壹轉，徒壹刺。三而止。象服敵。」校勘記「鼓壹閱，通典壹作一，下同，按注中不當用古字，諸本作壹，非，疏中皆作一。」

秋官・小司寇「四曰議能之辟。」注「春秋傳曰，夫謀而鮮過，惠訓不倦者，叔向有焉，社稷之固也，猶將十世宥之以勸能者，今壹不免其身，以棄社稷不亦惑乎。」

二箇所のうち、秋官・小司寇の注は『春秋左氏傳』襄公21年傳の引用で、『周禮』の用字法とは別に考える必要があるだろう。夏官の3例はいずれも「ひとたび」という動作量を表すものと考えられるが、阮元校勘記は注では古字を用いるべきではないとして「壹」に作るのは非とする。これは孫詒讓のいう「改注從經」の例なのかもしれないが、「壹」と「一」が別のことばであることの證左ともなりうる。

以上、『周禮』の「壹」と「一」についての調査結果をまとめると、『周禮』の經文では、「一」の5例（全體の70分の1、典命の2例を除けば348例中の3例で1%未満になる）を除けば、

「壹」と「一」の使い分けははっきりしている。「壹」は「同じにする」という意味の動詞と副詞（主に動量を表す）として用いられ、その他（主に數量を表す場合）は「一」を用いる。

『周禮』經の「壹」「一」は異体字ではなく、別の字と考えるべきものである。動詞と副詞についてのみ經の「壹」と注の「一」は古今字の關係にあるのであって、それを『周禮』のすべての「一」にまで擴大してあてはめることはできない。

三 「參」と「三」

阮元本『周禮』經文に「參」は52ある。そのうち下の3例は數字の「三」とは無關係である。

天官・司會「以參互攷日成，以月要攷月成，以歲會攷歲成。」注「參互謂司書之要貳與職內之入、職歲之出。故書互為巨。杜子春讀為參互。」

春官・簞人「掌三易，以辨九簞之名。……八曰巫參。……」注「參謂筮御與右也。」

冬官・匠人「畫參諸日中之景，夜考之極星，以正朝夕。」

3例からは、『周禮』經文は考工記も含めて、「參」を「三」に關わりない意味でも用いることが確認できるが、ここで調査對象になるのは、數の「三」に關係のある以下の49例である。

天官・大宰「乃施典于邦國而建其牧，立其監。設其參，傅其伍。陳其殷，置其輔。」注「參謂卿三人。伍謂大夫五人。」

天官・疾醫「以五氣五聲五色眡其死生，兩之以丸竅之變，參之以九藏之動。」注「兩參之者，以觀其死生之驗。」孫詒讓「注云『兩參之者，以觀其死生之驗』者，此篆上文爲義。廣雅釋言云『參，三也』。……」

地官・大司徒「凡建邦國，以土圭土其地而制其域。諸公之地，封疆方五百里，其食者半。諸侯之地，封疆方四百里，其食者參之一。諸伯之地，封疆方三百里，其食者參之一。諸子之地，封疆方二百里，其食者四之一。諸男之地，封疆方百里，其食者四之一。」注「鄭司農云，……屬天子參之一者亦然。……玄謂，其食者半、參之一、四之一者，土均均邦國地貢輕重之等。……」

夏官・大司馬「凡令賦以地與民制之。上地食者參之二。其民可用者家三人。中地食者半。其民可用者二家五人。下地食者參之一。其民可用者家二人。」注「鄭司農云，上地謂肥美田也。食者參之二，假令一家有三頃，歲種二頃，休其一頃。下地食者參之一，田薄惡者，所休多。」

夏官・司勳「凡頒賞地，參之一食。」注「玄謂，賞地之稅參分計稅，王食其一也，二全入於

臣。」

冬官・輪人「參分其牙圍而漆其二。……參分其轂長，二在外，一在內，以置其輻。……參分其輻之長而殺其一，則雖有深泥亦弗之濂也。參分其股圍，去一以為轂圍。」注×

冬官・輪人「六尺有六寸之輪，綆參分寸之二，謂之輪之固。」注「參分寸之二者，出於輻股鑿之數也。」

冬官・輪人「參分弓長而揉其一。」注「參分之，持長撓短。」

冬官・輪人「參分其股圍，去一以為蚤圍。參分弓長，以其一為之尊。」注×

冬官・輿人「為車，輪崇，車廣，衡長，參如一。謂之參稱。參分車廣，去一以為隧。參分其隧，一在前，二在後，以揉其式。……參分軫圍，去一以為式圍。參分式圍，去一以為較圍。參分較圍，去一以為轔圍。參分轔圍，去一以為軛圍。」注×

冬官・輜人「參分其兔圍去一，以為頸圍。……參分其金而錫居一，謂之大刃之齊。」注×

(冬官・輜人「輜有三度軸有三理……駑馬之輜深三尺有三寸，軸有三理……」)

冬官・桃氏「參分其臘廣去一，以為首廣而圍之。」注×

冬官・鳧氏「以其甬長為之圍，參分其圍，去一以為衡圍。」注×

冬官・鳧氏「參分其甬長，二在上，一在下，以設其旋。」注「令衡居一分。則參分旋，亦二在上，一在下，以旋當甬之中央，是其正。」

冬官・磬氏「股為二。鼓為三。參分其股博，去一以為鼓博。參分其鼓博，以其一為之厚。」注×

冬官・矢人「為矢。鏃矢，參分。茀矢，參分。一在前。二在後。」注「參訂之而平者，前有鐵重也。……鄭司農云，一在前謂箭橐中鐵莖居參分殺一以前。」

冬官・矢人「參分其長而殺其一。……參分其羽以設其刃。」注×

冬官・梓人「為侯。廣與崇方。參分其廣，而鵠居一焉。」注「居侯中參分之一，則此鵠方六尺。」

冬官・廬人「為廬器。……凡為殳，……參分其圍，去一以為晉圍。……凡為酋矛，參分其長，二在前，一在後而圍之。……參分其晉圍，去一以為刺圍。」

冬官・匠人「闔門容小局參个」注「廟中之門曰闔。小局腳鼎之局，長二尺。參个，六尺。」

冬官・匠人「應門二徹參个」注「正門謂之應門，謂朝門也。二徹之內八尺。三个，二丈四尺。」

冬官・匠人「凡行奠水，磬折以參伍。」注「鄭司農云，奠讀爲停，謂行停水，溝形當如磬直行三，折行五。」

冬官・匠人「凡為防，廣與崇方。其綱參分去一。……葺屋參分，瓦屋四分。」注×

冬官・車人「大車崇三柯，綆寸，牝服二柯有參分柯之二。羊車二柯有參分柯之一。……凡為轍，三其輪崇。參分其長，二在前，一在後，以鑿其鉤。」注×

冬官・弓人「維體防之，引之中參。」注「謂體定張之，弦居一尺，引之，又二尺。」

冬官・弓人「材美工巧為之時，謂之參均。角不勝幹，幹不勝筋，謂之參均。量其力，有三均。均者三，謂之九和。」注「有三讀爲又參。量其力又參均者，謂若幹勝一石，加角而勝二石，被筋而勝三石，引之中三尺。假令弓力勝三石，引之中三尺，弛其弦以繩緩擐之，每加物一石，則張一尺。故書勝或作稱。鄭司農云，當言稱，謂之不參均。」

「壹」の場合と大きく異なるのは、考工記の例が最も多く49例中42を占めることである。また、春官、秋官には數に關わる「參」は見えない。『周禮』經文に「三」が358例（天官～秋官では282例）あることを考えると天官、地官、夏官の「參」7例はいかにも少ない。「三」の古字としての「參」は「壹」よりさらに用途が狭いのではないかと推測できる。考工記の例が圧倒的多數を占めることは考工記とその他の五篇との違いを示すもののように思われる所以、考工記とは別に先ず天官～夏官の7例について見る。

地官、夏官の計5例はすべて「參之一」「參之二」など分數の分母の部分で、現代語なら「三分」とすべきところである。天官・大宰の「參」は下の「伍」や注の「參謂卿三人」「伍謂大夫五人」をみると特殊な語であるようにも思われ、單純に數の「三」の古字の例とは考えない方がよいかもしれない。天官・疾醫「參之」は上に「兩之」が見えるが、それぞれ「其の死生を眡る」ことを「三度する（くりかえす）」、「二度する（くりかえす）」の意である。やはり、考工記を除く『周禮』經文の「參」の用法はかなり限定されている。それでは考工記の方はどうだろうか。

考工記の「參」42例に對して「三」は76例ある。天官～秋官では「參」が「三」の40分の1以下だったことを考えれば、「參」の比率はかなり高いといえる。42例中目立って多いのは「參分」の34例である。「三分」の意味で用いられることが最も多いという意味では、その他の篇と同じだが、地官、夏官では「參之」であったものが考工記では「分」を加えて「參分」となるというところは異なる。残りは6例である。まず輿人の例は車を作るときの「輪の崇さ」と「車の廣さ」と「衡の長さ」の三者を「參」と呼ぶ。「參稱」とは三者が稱う、つまり等しいということである。匠人の「闔門容小局參」、「應門二徹參」の上文の「廟門容大局七个」は『說文解字』七篇上鼎部「鼐」の引用では「局」を「鼐」に、「个」を「箇」に作る。「个」は量詞で、匠人のこの2例の「參」は個數を表わしていると考えられる。冬官・弓人「維體防之，引之中參」の「中參」とは、注によれば、弓に弦を張ったときに弓と弦の間は一尺だが、矢を番えてこれを引くと弓と弦の間がさらに二尺広くなり、三尺になることをいうものである。弓人の「參均」2例は、同じ條に「三均」に作るものがある。注に「『有三』は讀みて『又參』と爲す」というように、三つが均衡するという同じ意味でありながら2例は「參均」につくり、1例は「三均」に作っているのである。『周禮經注疏音義校勘記』によると、諸本のうち、三箇所とも「參」を作るのは、朱申『周禮句解』本のみである。この弓人の例では「參」と「三」

は置き換え可能な異體字のように見える。

以上、『周禮』の「參」の調査結果をまとめると、前五篇の「參」の7例中5例は「三分」「三分する」の意味で用いられており、その他の2例も數の三には關わるが、三そのものではなくそれに何らかの意味が加わる。前五篇の「參」の特徴としては、「三」に關わりの深い意味を持つものの、單純に數の「三」を指すことはない。「三」に何らかの意味がプラスされるのである。一方、考工記では42例中34例が「參分」である。三分の意味を表す例が大半を占めるという點では前五篇と同じだが、考工記では「參」単独で「三分」の意味を表すことはないという點で、前五篇の「參」と異なり「三」と同價である。ただし、三分の意味では必ず「參分」を作り「三分」を作ることはない。だが、「參」単独では三の意味しか表さないという性質は、考工記のその他の用例にも反映されており、輿人の例は個數を表すものだし、匠人の例は三箇所のうち一箇所は「三」を作る。考工記は、前五篇ほどは、「參」と「三」をはっきりとは區別しないようである。

三分に關連して、前五篇と考工記の違いをもう一つ挙げれば、三分の一、三分の二という場合、前五篇では「參之一」「參之二」といい「三之一」「三之二」とはいわないが、考工記では逆に下に舉げるよう「三之一」「三之二」といい「參分柯之一」「參分柯之二」(既出)ということはあるが「參之一」「參之二」とはいわない。

冬官・軒人「穹者三之一」「鼓長八尺，鼓四尺，中圍加三之一，謂之虧鼓。」

冬官・匠人「門堂三之二。」「室，三之一。」

冬官・車人「幅，長一柯有半，其博三寸，厚三之一。」

では、三分、三分の一は他の文獻ではどのように表現されるのだろうか。阮元本『十三經注疏』に収められる他の資料をみると、三分を「參」一字で表現する資料は『周禮』前五篇のみであるように思われるが、考工記と同じように「參分」と表現するものには、下のような例がある。

儀禮・士昏禮「隨入西上，參分庭，一在南。」

儀禮・士喪禮「甸人置重于中庭，參分庭，一在南。」

禮記・玉藻「子游曰，參分帶下，紳居二焉，…」

また、禮記は玉藻に「參分」が1例あるが、王制には『周禮』には見られなかった「三分」が2例見える。

禮記・王制「次國之上卿，位當大國之中，中當其下，下當其上大夫，小國之上卿，位當大

國之下卿，中當其上大夫，下當其下大夫，其有中士下士者，數各居其上之三分。」「凡四海之內，斷長補短，方三千里，為田八十萬億一萬億畝，方百里者，為田九十億畝，山陵，林麓，川澤，溝瀆，城郭，宮室，塗巷，三分去一，其餘六十億畝。」

「三分」はまた『左傳』、『公羊傳』、『論語』にも見える。

左傳・襄公傳九年 「吾三分四軍，與諸侯之銳，以逆來者，於我未病，楚不能矣。」

左傳・襄公傳十一年 「正月，作三軍，三分公室，而各有其一。」

左傳・昭公傳五年 「春王正月，舍中軍，卑公室也，殷中軍于施氏，成諸臧氏，初作中軍，三分公室而各有其一。」

公羊傳・昭公三十一年 「夏父受而中分之，叔術曰，不可，三分之，叔術曰，不可，四分之，叔術曰，不可，五分之，然後受之。」

論語・泰伯 「三分天下有其二。」

『左傳』には「三之一」、「三分之一」各1例ずつある。

左傳・哀公傳八年 「若有之，則分室以行，若無之，則反子之所，出門，使以三分之一行，半道，使以二乘，及潞，麋之以入，遂殺之。」

左傳・襄公傳三十年 「正月甲子朔，四百有四十五，甲子矣。其季於今，三之一也。」

『周禮』の前五篇の「參之一」「參之二」は、三分、三分の一を表す表現としてはかなり特殊なものだといえる。考工記に近いのは、『儀禮』である。『周禮』の「參」と「三」が別の字であることを示す例をもう一つ挙げておく。『周禮』で「三」を動詞で使うものは6例ある。

天官・凌人「掌冰。正歲十有二月，令斬冰，三其凌。」注「三之者，為消釋度也。」

冬官・治氏「戈，廣二寸，內倍之，胡三之，援四之。」「戈，廣二寸，內倍之，胡三之，援四之，……」

冬官・廬人「凡兵無過三其身。過三其身，弗能用也。」

冬官・匠人「墻厚三尺崇三之。」

天官1例と考工記5例の「三」は、いずれも三倍にするという意味で用いられている。つまり、『周禮』の動詞「三」は三倍するという意味、動詞「參」は三分するという意味で、逆はない。「三」と「參」は別の字なのである。

『周禮』の三分、三倍をもう一度整理しておく。三倍にするという意味では、『周禮』では動詞「三」を用いる。三分に關しては、前五篇と考工記で用法が異なり、三分するという意味

では、前五篇では「參」一字が、考工記では「參分」二字が用いられ、三分の一、三分の二は前五篇では「參之一」「參之二」、考工記では「三之一」「三之二」が用いられる。

なお、注の用字に關して言えば、「參」の場合、上に挙げたように注でも「參」に作り、「經用古字、注用今字」の原則にあわないが、これも、「三」と「參」が別の字として機能している證據といえるだろう。

四 おわりに

以上、『周禮』の「壹」「一」、「參」「三」を取り上げて調査した。結果をまとめれば、「壹」は、考工記ではなく、他の五篇には27例ある。そのうち、「ひとたび」という意味の動作量を表す副詞が24を占め、副詞としてはほかに「一律に」「同じく」という意味の用例が1つあり、残り2例は「同じにする」という意味の動詞である。つまり、『周禮』の「壹」は副詞と動詞の専用字で、單に數量の一を表す場合に用いられることはない。「一」はほとんどが名詞や數量単位を伴って數量を表すものである。「ひとたび」という動作量を表す場合も「一」を作る例は2、3あるが、孫詒讓のいうように、テキストに混乱があるとすれば、誤差の範圍内であろう。「參」は、『周禮』全體で49例のうち42が考工記の例である。前五篇では7例のうち5例が、考工記では42例中34例が「三分」「三分する」の意味を表すが、前五篇では「參」一字であるのに對し、考工記では必ず「參分」と「分」を附ける。三分の一を表すには、前五篇は「參之一」、考工記は「三之一」「參分+名詞+之一」の形になる。前五篇の「參之一」という表現は管見の限りではその他の資料には見出しがたいが、考工記の「參分」は『儀禮』に見え、『禮記』にも1例ある。「參」は「壹」よりもさらに使用範圍が狭く、やはり「三」とは用法が異なる。『周禮』經文の中では「壹」と「一」、「參」と「三」はそれぞれ別の機能を擔っているのである。

ただし、「壹」、「參」は「一」、「三」とは異なる意味を持つ別の字である點は同じだが、「壹」と「參」にもまた區別すべき違いがある。それは、「壹」の場合、經文の「壹」は今字では例外なく「一」に書き改められるが、「參」の場合、經文の「參」は今字では「參」に作られる場合と「三」に作られる場合があるということである。なぜなら、「壹」は常に數の一に關わる意味を持ち、今字では一律に「一」に書き改めてしまても、何の問題もないが、「參」は數に關わる意味のほかに前節の最初にみたように、星座の名や「参考にする」の意の動詞など決して「三」に書き改められない例があるからである。最初に引いた『中國百科全書（語言文字）』の「一對一」という表現を借りれば、「壹」は「多對一」、「參」は「多對多」ということになるだろうか。『周禮』の「古今字」問題を取り扱うには、甲類、乙類だけでなく、「壹」型と「參」型の違いについても分けて考える必要がありそうである。

主要参考文献

- 段玉裁『周禮漢讀考』
- 阮元『周禮注疏校勘記』
- 孫詒讓『周禮正義』
- 加藤虎之亮『周禮經注疏音義校勘記』(1958年, 無窮會)
- 何志華編『周禮逐字索引』(香港中文大學中國文化研究所先秦兩漢古籍逐字索引叢刊) (1993年11月, 商務印書館)